

賜姓源氏の活動

國學院大學名譽教授 林 陸 朗

司会・東京国立博物館 企画課長 安藤 孝一
日時・五月十八日〔土〕 一三・三〇―一五・〇〇
会場・東京国立博物館別館大講堂

司会

このたび開催しております「中世の貴族」という、特別展観でございますが、国の重要文化財に指定されております「久我家文書」の展観でございます。久我家は歴代ほぼ当主が太政大臣を勤めたという中世の貴族の名門であります。

皆さんよくご存じの曹洞宗の開祖・道元禪師、現在では女優の久我美子さんが出た家であります。平安時代の末期から明治時代まで、数千点の文書がございまして、國學院大學の図書館に所蔵されて、研究が進められて来ております。

昭和六十三年に国の重要文化財に指定をされまして、このたびその文書の修理、修復が行われました。このほどそれが完成いたしました。この古文書の修理というのは東寺の「百合文書」に次ぐ古文書の大修理と言えるかもしれません。普段は、学術資料であり、また、図書館で保管しているということもあり、国の指定品として公開の機会が少ないことありまして、國學院大學のご配慮から、修復記念ということで、地元の京都国立博物館と、東京の本館とで展観をすることになりました。この機会に「久我家文書」を通じまして、中世貴族のいろいろな営みを知っていただけたら幸いです。

今日は、この展観に関連いたしまして、記念の講演をお願いしております。

「賜姓源氏の活動」ということでお話いただきます先生は、國學院大學の名譽教授の林陸朗先生でございます。先生は、大正十四年、富山県にお生まれになりました。日本古代史が専攻であります、とくに「続日本紀」の研究などで著名な先生であります。文学博士。昭和二十四年に國學

院大學をご卒業になられてから、國學院大學の文学部長、大学の図書館長、大学院長、そして短期大学の学長などを歴任されまして、今春退職をなさいました。久我家文書特別展観の開催実行委員でもあられます。それでは先生どうぞよろしくお願いします。

講演

一 賜姓源氏とは

皆さんこんにちは、今、ご紹介にあずかりました林でございます。

今日は、今江先生と二人で、一時間半をお話することになっております。私のほうはテーマにもございますように、久我家そのものについて詳しいお話をするわけではなくて、久我家は村上源氏に属しておりますところから、賜姓源氏全体の話と、村上源氏なかんづく久我家の占める位置というようなものを、大体平安時代を中心にお話をするということになるかと思っております。大体三〇分ぐらいを目途にして交替をさせていただこうかと思っております。

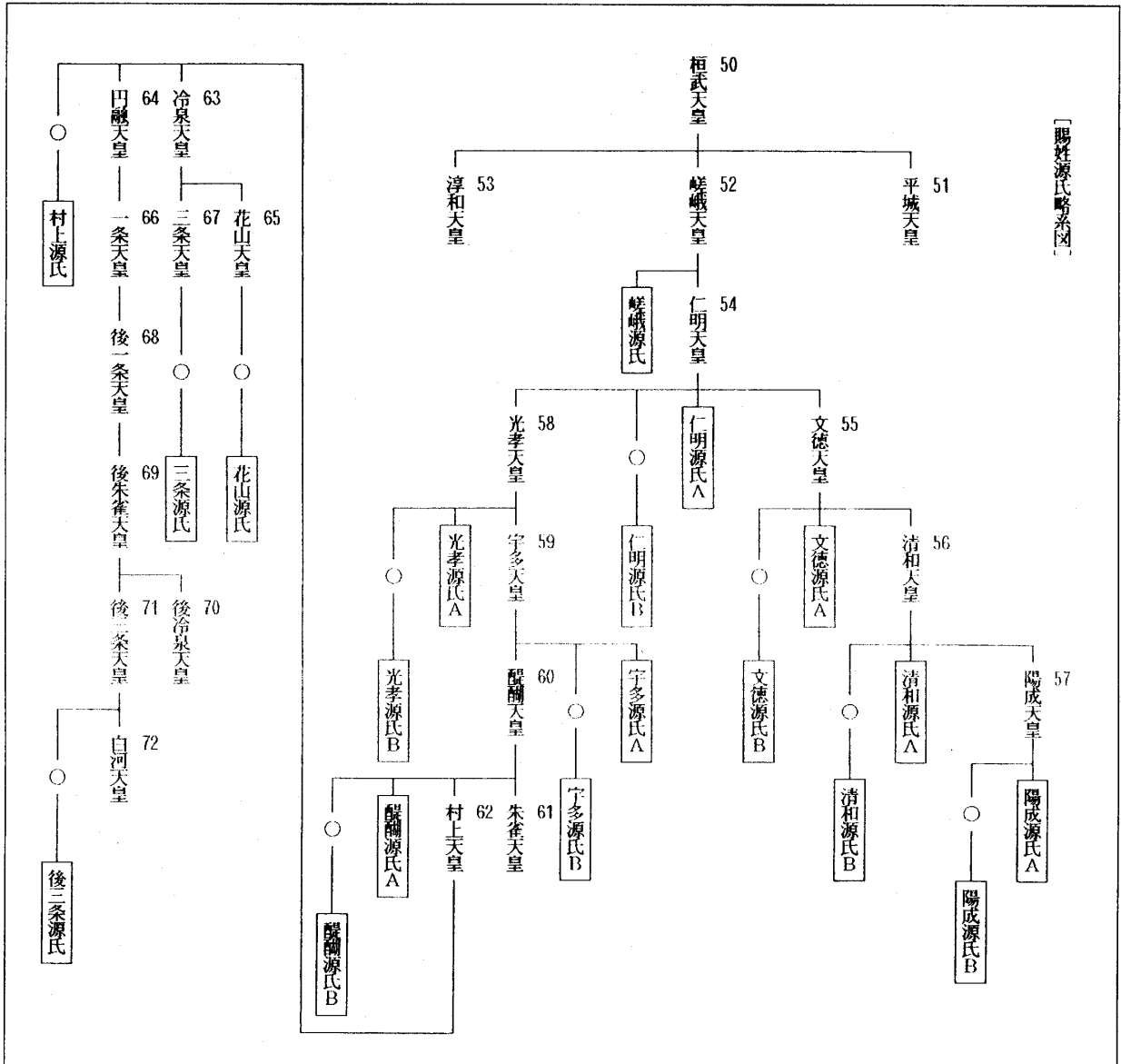


源氏を束ねる家柄久我家について話す
林陸朗名誉教授

お渡し申し上げている「賜姓源氏略系図」に書き加えていただきたいものが二つございます。一つは、仁明源氏B以下の各源氏を枠で囲っていただきたいこと。もう一つは、各天皇の歴代の代数を書き込んでいただきたいと思っております。

さて、私の今日の話は、この系図を見て聞いていただければいいのではないかと思うのですけれども、最初、「賜姓源氏」と申しますけれど、ただ、源氏というのと同じこととあります。要するに親王や王が姓を賜わって源氏になったという意味でありますから、賜姓というのは特別なくても、ただ、源氏というのと同じであります。

47 賜姓源氏の活動



ご承知のように有名な「清和源氏」は、この表では「清和源氏B」というところが、いわゆる武士の清和源氏であります。

最初は、嵯峨天皇の皇子たちが源氏の姓を賜わったというのが、これが画期的な最初の源氏の始まりであります。これは特徴的なことは、親王、内親王の代、その代の人が臣籍に降下して姓を賜わるということ、それが一人ではなくて、かなり大規模になると、こういうことは未だかつて無かったこととあります。古いときには王で姓を賜わったのは、ご承知のような葛城王（橘諸兄）ではじまる橘氏とか、文室（橘諸兄）ではじまる橘氏とか、文室の真人とかというのがありますけれど、これはもう親王から何代もたつてからの王であります。親王の代で、しかも大量に一括してというのは初めてでありまして、これが嵯峨天皇の弘仁五年に、八一四年ですが、そのときに天皇の詔で、皇子、皇女の中で、このときは最初は八人でありましたけれど

ど、最終的には非常に多くなりました。大体嵯峨天皇は皇子、皇女を合わせて五十人と、大変な人数になった。その中で三十二人が源氏になりました。最初の弘仁五年のときに源氏になったのは八人でありますけれども、ならなかった人は何人いたかと申しますと、これは名前はわかっていても、生まれた年がわからない皇子がおりますので、正確な数はわかりませんが、大体弘仁五年のところで二十人ぐらい、皇子、皇女がおられたようであります。そのうちの八人は確実に源氏になりまして、そうでない親王、内親王の人はそのまま皇族に残ったわけであります。

これはそのときの詔によりますと、大体皇室経済を非常に圧迫するということがありまして、そのときは五十人ということはまだわかっていなかったわけですが、五十人もあれば大変圧迫したわけですが、そのとき二十人ぐらいです。その皇室経済にかかわる問題が、これが一番の大きなこととして出されております。

そのほかに私ども考えるには、公に仕えて藩屏はんぺいたらしむというようなことがありまして、ただ、皇室経済の節約というだけでなく、要するに公卿等として政界で、あるいは官界でと申しますか、政界で一定の位置を占めて皇室を守るといふような、そういう考え方もあったのではないかと、というふうに推察いたします。

今申しましたように、そういうことで「嵯峨源氏」の場合はすべて一世源氏であります。二世の賜姓、つまり天皇からいうと孫の代の王が源の姓をもらうという例は、嵯峨源氏にはありません。嵯峨源氏にはお手元の系図にありますように、AとかBとか書いていないのはそういう意味であります。

次の「仁明源氏」からはAとBとありますように、Aというのは一世賜姓であります。嵯峨源氏と同じように一世賜姓で、Bというのは二世目の人の賜姓、これをAと区別しておきました。仁明天皇の場合は、皇子、皇女が合わせて二十三人わかっていまして、そのうち一世の賜姓が六人ありました。残りが内親王と親王であります。そのうちの親王が八人で、その中で三人の方が出家しまして、あとの皇太子と早世の人一人を除いた三人の親王がそれぞれ自分の子供たちに源の姓を名乗らせまして、これが二世賜姓の仁明源氏ということでありまして、こういうふうに仁明以後は、一世賜姓と二世賜姓と両方出まして、それから以後、醍醐天皇までそうなっています。

二 親王と源氏の区別

なぜ一世と二世、あるいは親王になるべき世代であるのに、なぜ源氏になったかということ、特定の人になったり、ある人が

ならなかったりしますが、その違いは古いところでは、およそ生母の身分によるようであり、生母の身分が皇后でありますとか、妃、後になると中宮、それから女御、こういう正式な後宮の女性を生母にもつ所生の皇子、皇女は、大体親王、内親王。そのほかの生母はさまざまであります。嵯峨天皇の場合いま申しましたように五十人子女がいましたが、生母の名前まではわかる人は少数で多くは氏があつていくくらいですけれど、区別がつく後宮の生母は三十人以上はおります。その中で正式な后とか女御から生まれた人は、源になっていないのです。嵯峨の場合。それからそのあと、同母後産と申しまして、同じお母さんからあつて生まれた皇子、皇女もやはり同じように親王、内親王になるといふようなことで、どうも生母の身分の区別が主なちがいであり、その後特定の事情がある場合がありますので、区別がつかない部分がありますけれど、基本的にはそういうことであります。ただ、その中でいったん源氏になって、また親王に戻つたという例も若干ございます。それは系図をご覧になりますと、仁明天皇の皇子の仁光源氏、その兄弟に光孝天皇、これは時康親王でありまして、その時康親王の皇子がほとんど全部源氏になつたわけです。だからこれはさきに触れたように仁明二世賜姓の源氏ということになります。そのように最初は仁光源氏だつたはずであります、ところが時康親王は陽成天皇のあと親王に戻つて即位して光孝天皇になりますと、いままで源氏であつた子供たちもいったんは親王に全部戻るわけです。親王に戻りまして、そして改めて光孝天皇の詔で皇子たちが源氏になつた。それが光孝の一世賜姓の源氏であります。そういうようなことがある。ですからいったん源氏になつても親王になることがある。いまの例は親王からさらに天皇にもなりましたから、こういう例になるわけです。しかし、一方では源融とらという人は、陽成天皇のあと自ら天皇の候補として名乗りますけれど、基経もとつねによつて抑えられてしまつた。いったん源氏になつた人は天皇になれないというよきな意味のことで、抑えられたという有名な話がありますけれども、これは基経の政治的な動きと理解すべきであります。時康親王の場合は光孝天皇になりましたが、その次の宇多天皇も、最初は光孝天皇の皇子として源定省さだみという名前の源氏でありましたけれども、この人が宇多天皇になつたわけでありまして。

こういうように非常に源氏と天皇とは密接な関係、見方によつては融のように見られる部分もないわけではないのですけれども、大体は非常に天皇に限りなく近いというよきな、そういう尊貴な家柄というふうに考えられているわけですが、ただ、それは一世ないし、せいぜい二世ぐらいです。もう三代目、四代目になるとなかなかそういうことはなく、多くは四、五位どまりになつてしまいます。

それで大体「宇多源氏」ぐらいまでは、いま言ったように生母の身分の尊卑で分かれていたらしいことはわかるのですけれど

も、「醍醐源氏」の場合はちょっと特殊でありまして、これは醍醐天皇は即位して二十年以上たつてから、賜姓の詔を出されているのであります。つまりそれまでは賜姓の詔を出していませんので、それまでに生まれた皇子、皇女たちは源氏になっていないわけです。ところが延喜二十年(九二〇)、醍醐天皇が即位されたのが延喜の少し前でありまして、即位後二十年以上も経てから賜姓の詔が出されたこととなります。そのとき幼少だった七人の皇子女が源氏になりました。彼らより以前に生まれた皇子女は親王、内親王になっているわけです。このように醍醐天皇のときはこれまでにないことでありまして、これ以後の皇子、皇女は原則的に源氏になっております。しかし例外はあるわけです。例外はどういうのかといいますが、宇多天皇が退位後出家しまして、出家後に生まれた皇子がいるわけで、それを醍醐天皇の猶子にしている。つまり醍醐の子供の扱いになっている。その人は延喜二十年以後の生まれでありますけれども、実は宇多天皇の子供なので、その人は源氏になっていないという例になるわけです。けれども、原則的には醍醐天皇の場合には生母の尊卑によって分けられたのではなさそうであります。

その次の村上天皇の場合は「村上源氏」という、これからお話の中心になる村上源氏は、これは一世賜姓がなくて、全部が二世賜姓の源氏という、一つ特殊な形をとっているわけでありまして。村上天皇の親王は八人で、そのうち二人は、冷泉天皇と円融天皇として、親王からそのままあとで即位されます。そのほかでも村上の一世代は源氏の賜姓はなかったわけです、孫の代で源氏の賜姓が出てくるのであります。以後、花山、三条、それから後三条と、大体二世、あとになりますと三世、四世の賜姓の源氏も出てまいります。

このうち特殊なものは、「花山源氏」というのがありますが、これが例の白川家という家で伯家とも申しまして、この家は子孫代々神祇伯を継ぐというか、神祇伯になる家柄で、神祇伯になりますと「王」を称する。何々王と名前の下に王を付けることになっておりまして、ずうっとこの系統は神祇伯になりますと王になる。それ以前は源の某という花山源氏の源を名のって、神祇伯になると王になるという、こういう特殊なものであります。

それから、源氏というのはこういうふうな、系図に書いてありますのは大体十三ぐらいありますが、全部で二十あるという説もありまして、中世から近世にかけてなお、時々源氏賜姓の例が出てまいりますけれども、しかし、大多数は平安時代の後三条ぐらいまでが主要なところであります。

三 廟堂での源氏の地位

さて、そういうことでこれらの人々が、源氏が政界でどういような立場にあったかということ、申し上げたいと思うのですが、まず、嵯峨の場合であります。弘仁五年（八一四）に八人賜姓にあずかりましたが、その中で最初に「嵯峨源氏」の中で、左大臣、右大臣になった人は常と信、融、この三人であります。それから「仁明源氏」の場合は、源多、源光、この二人が大臣になっていきます。それから大臣になっているのは「文徳源氏」では、源能有という人。それからずつとしばらく飛びまして、「宇多源氏」の中の宇多のBのほう、そこで源雅信と重信、これが大臣になっていきます。それから「醍醐源氏」は有名な安和の変でやられました高明です、それと兼明。兼明のほうは後に親王になるわけがあります。それから次の「村上源氏」と、村上についてはあとで申します。これだけの代々の源氏がありましたけれど、大臣の地位に就いたのは以上の人、嵯峨では常と信と融、仁明では多と光、文徳では能有、宇多では雅信と重信、醍醐で高明と兼明、これらが大臣になってその当時の廟堂をリードしていったと考えられているわけです。

ただ、最初に、まず「嵯峨源氏」の場合、常、信、融が相前後して断続的に大臣になっていまして、これは仁明の頃から大体宇多の初頭ぐらいまで、世紀で申しますと九世紀の中頃からおわりの頃ぐらいのところまで、大体常と信と融が相前後してどうか、次々と廟堂の主要なところに上っているわけでありまして。特に、融の代では左大臣に融が就き、右大臣に「仁明源氏」の多が就き、それから中納言に「文徳源氏」の能有が就くというように、揃って廟堂の位置を占めたという時期もあります。

ただ、その頃でも、例えば、清和天皇から陽成・光孝にかけて良房、基経の時期でありますので、やはり政治的には良房、基経というところが牛耳っておる。嵯峨源氏の人々は大体高い地位に就いても、概していえば風雅な文雅な人々です。詩歌管絃に秀でていたりとか、そういうような文化的な人が多かったように、地位は左大臣、右大臣であっても、必ずしもそこで大きな政治的な実行力を持つというようなことは、あまりなかったように思われます。ただ、この中には常がいろいろなものから見ますと、かなり人物であったということが考えられます。常の時期は冬嗣から良房への過渡期で、常は重い地位にいました。しかし晩年は良房が台頭して、常が牛耳るというほどのこともなかっただろうと思います。

そのあと、宇多・醍醐の時代に能有、光という人が廟堂の地位を占めますけれども、昌泰四年、つまり延喜元年（九〇一）菅原道真が時平にやられて大宰府に追いやられるそのあと右大臣になったのが光であります。光はそれからしばらく右大臣にいまして、時平の下で右大臣にいますのですけれども、延喜の十三年にこの人も亡くなりまして、以後しばらく半世紀も源氏は大臣の

地位に就けないでいるわけです。そこでそのあと康保三年（九六六）右大臣になったのが有名な高明です、ちょうど藤原氏では実頼まねりの時代でありますから、この頃は摂関政治もかなりはつきりした形を整えてきている時代でありますので、高明はあのような安和の変に至る過程にみられるように、なかなか有能な人であったけれども、藤原摂関家と相対抗する術もなく、安和の変でああいうふうにやられてしまうわけです。

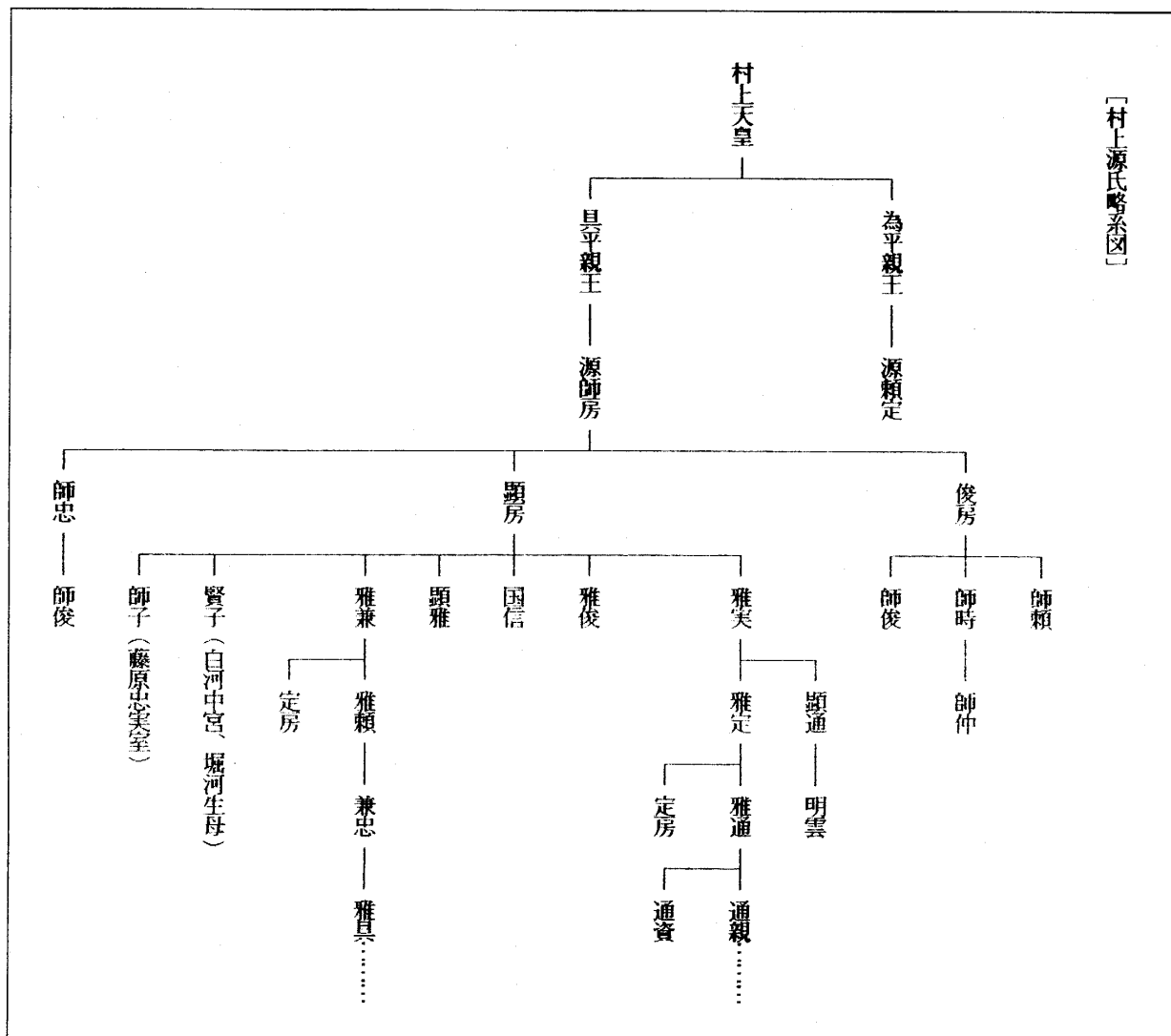
そのあと、この兄弟の兼明は、左遷されるのではなくて、親王にさせられてしまおうというのをおかしいのですけれど、これは『大鏡』などによりますと、藤原氏によって祭り上げられたというとは何ですが、親王になりますと政治の局面から退きます。若干の役には就きますけれど、左右の大臣とか、もちろん太政大臣とか内大臣とかになれない。この兼明という人は大変漢詩のうまい人で、有名な詩がいくつも残っておりますが、漢詩の中で藤原氏をうらむ意味をこめたものがあります。こうして兼明は親王になりましたして廟堂から姿を消すということがあります。

そのあとは例の雅信と重信が、ちょうどこれは大体十世紀の末ですから頼忠、兼家という時代でありまして、道長のちよつと前ぐらいに雅信と重信が左右の大臣になりました、しかしこれは一般の歴史でわかりますように、摂関の兼家、頼忠、あるいはまた道隆も出てくるし、そういう時代であります。

重信のあとがまたずうっと源氏で大臣になる人が、半世紀以上空きます。ここがちよつと道長、頼通の時代であります。道長が摂関時代の最高点に達して、それからまた頼通の時代、この時代はしばらく源氏は一人も大臣になっておりませんで、頼通のあと村上源氏の師房しゆぼうが後三条天皇に信任されて台頭してくるわけでありまして、つまり賜姓源氏の系図で申しますと、高明、兼明、醍醐源氏のA、このほうが実は雅信、重信の宇多源氏より先に出るわけですから、先に廟堂で地位を占める。つまり、Aのほうの宇多源氏は女性だけでありまして、男の宇多源氏といえますと二世賜姓でありますので、醍醐の一世賜姓の高明、兼明よりも、雅信、重信のほうが廟堂に出てくるのが遅いのです。いま申しましたように重信が廟堂に地位を占めてから、次の源氏が大臣になるまでの間、六十〜七十年間空きます、そうして後三条天皇の時代になります。

四 村上源氏の立場

後三条天皇はそれまで内大臣だった村上源氏の師房を非常に信任されまして、後三条天皇というのはいわれているように、これまでの天皇と違って、藤原氏を外戚にもたない人であったので、藤原氏でなくほかの勢力を頼みにするところがあった



たんです。師房という人は実は頼通の猶子になっておりました。猶子になっておられるばかりでなく、頼通の妹尊子そんしという人が師房の正室になっておられるというように、頼通の家と非常に密接な関係があつて、それ以上が上つてきたという面があるわけですね。その上がつてきた師房を後三条天皇は擱まえて、後三条天皇のいわゆる「延久の親政」といっておりますが、延久の親政のときに師房を重く用いて、この人の知恵で後三条の延久の政治が行われたといつても過言でないといふことでもあります。

こうして村上源氏師房は、もともと摂関家と密接な関係であつたといふことは一つありますけれど、後三条天皇がそれをうまく擱んでこれを使ったといふこと。続いてその子供としふきの俊房、顕房あきふき、この二人が、俊房左大臣、顕房右大臣という白河、堀河天皇の時代、十一世紀のおわりごろですが、この二人が用いられて、村上源氏はこのとき非常に大きな勢力になってまいります。

このときは藤原氏の状況はどうであつたかと申しますと、いま言ったように頼通の時代は終わりました、そのあとは教通のりみちをへて師実もろまね

信長のぶなが、師通しりうち、忠実ただざねと移りますが、かつての道長、頼通時代よりも相対的に弱くなってきていると申しますか、性格がかわつてくる。例えば俊房の時期、この人は八十何歳まで生きた人であります。俊房が左大臣で、藤原忠実が右大臣、そして内大臣に顕房の子供の雅実がなるというような時代もありまして、廟堂の中で、ある時期半数は源氏、二十四人の廟堂のうち十二人は源氏が占めて、その十二人のうちの八人は村上源氏であると、こういう時期もその頃、俊房の時代にあつたわけでありまして、つまりこの時期は最初に師房、それから俊房、顕房、顕房は俊房より早く亡くなりまして、やがて顕房の子供の雅実が上つてくると、そうなくても俊房は左大臣でずっと頑張っているわけです、八十五、六まで左大臣をやっています。だから顕房、雅実のほうは、二代右大臣でずっとその下にいたということでもそれが続いています。俊房が亡くなったあと雅実が左大臣で、ついに保安三年、一一二二年に太政大臣になるわけでありまして。撰関の家筋以外、要するに平安時代へ入ってから、撰関の家柄以外で初めて太政大臣になった。もちろん源氏として最初の太政大臣になったのがこの雅実であります。

雅実がなぜ太政大臣になったかということは、いろいろその時期の情勢があつたであつたでしょうけれども、一つには、師房以来の親密なミウチ関係、その後もその系図をご覧になってわかりますように、顕房の子供で賢子けんしという人は、白河天皇の中宮となつて、堀河天皇を産んでいるという外戚の地位に立つ。また、師子ししという人は、忠実の室となつていて、撰関家とも縁が続いています。以前のからのそういう複雑な姻戚によるミウチ関係で非常に安定した高い地位にあるということが一つ。また、雅実という人は力量があつたというふうに言われています。かなりいろんな評判もありますけれど、総体としてなかなかしっかりした判断力があつた人だというふうに、いろんな書物でそういうふうに取り上げられるところがあります。そういうさまざまな関係、師房以来の村上源氏の伝統もあつて、このときに雅実が藤原氏を外にして、太政大臣になるわけでもあります。

五 久我家の成立へ

「久我」という家については、実はいろいろ、いつから久我になつたかということについては問題がありますが、その前にお話しておきたいのは、「源氏の長者」のことです。源氏の長者というのは、従来の説では雅実の子供の雅定、ここから源氏の長者というふうなことが言われていました。つまり奨学院という学校、その別当、淳和院という離宮の別当というものを、源氏の長者は兼ねるのだということ、それがはっきりするのが雅定からだということを言われておりましたけれど、近年の研究ではもっと古くまで遡ることができると。結局今日源氏の長者では源融まで遡ることができるといふ説もあります。融の

あと嵯峨源氏が何代かなりまして、等^{ひとし}という人がおりました、この人が嵯峨源氏の最後の公卿で、天曆五年（九五二）に死ぬとこのあと嵯峨源氏の公卿が出ないのです。そうしますとその姻戚やあとは源氏の中で当時上臈といわれるいわば地位の高い人が、源氏の長者をやったようでありまして、村上源氏になりましたからは師房が源氏の長者になり、雅実、雅定の系統に伝えられた。そういうふうを考えられるわけで、つまり賜姓源氏の全体のさまざまの枝葉に分かれているすべての源氏を統べる、統率するのが氏の長者でありますけれど、それがはじめ嵯峨源氏、そして結局のところ村上源氏の雅実の系統に集約してきているわけです。

久我というのも、顕房が久我の山荘という、久我の水閣ともいいますが、桂川の縁に山荘をつくりまして、その顕房の久我の山荘を雅実が伝領する。雅実のときに「久我の太政大臣」というような言い方がされているわけです。しかしその久我が家の名前として固定したかという、必ずしもそうでなくて、このあと雅定、雅通、通親というのは、全部「久我」と言うかという、そうでなくて、「中院」といったり、「土御門」といったり、通称的な名前と呼ばれておりました、「久我家」という家名として固定するのは、やはりこれは鎌倉時代、あるいは南北朝ぐらいに固定するのではないか、というふうには私は推測しておりますが、少なくとも平安時代、あるいは鎌倉の初期には、「久我」というのは通称ではいわれますけれど、まだ家名として固定してはいないということがあります。

いろいろお話することがたくさんございまして、時間がたちまして要領を得ないようなお話になりましたけれども、村上源氏というのはいま申しましたさまざまな賜姓源氏の中での束ねる地位にあり、その系統はやはり源氏の長者の家柄からいって、久我が継いでいるということ、そういう点で一つ今日の私の話は、だいぶ超過いたしましたけれども、やめさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。



談笑する久我美子女史、佐々木周二理事長、三輪嘉六氏

新しい大学の展覧会に一石 歴史的な意味を込めた公開

三輪嘉六氏（文化庁鑑査官）挨拶

文化庁の三輪と申します。どうぞ宜しくお願い致します。この展覧会開催に当たりまして、一言私の方からお祝いを申し上げたいというふうに思います。ご承知のように昭和六十三年に、これは重要文化財として指定になっておりますが、それ以前、國學院大學等のご努力によりまして、特に大学では創立百周年ということを記念して、久我家文書の全五巻の刊行をされたわけでございます。この展覧会そのものの内容に就きましては、私が今更申し上げるまでもございませんので、それについては省かせていただきますけれども、私はこの展覧会に二つの大きな意義を見出しております。一つは大学等がこうした博物館で展覧会を開催されるというこの意義だと思います。ご承知のように各大学等では当然のことではございますが、様々な歴史的な史料、あるいは研究資料を、いろいろな形でご所蔵になっております。こういう形での展覧会というのは、私の記憶の中には全くございません。そういう点では今後に新しい大学の展覧会の在り方、あるいは史料の公開の在り方という道を開く一つの大きな契機になるようなことではないかというふうに、私は理解しております。特に近年では、ご承知のようにユニバーシティ・ミュージアムというようなことも、いろいろな形で取り沙汰されているわけでございますが、そういう中でたいへん意義のある展覧会だというふうに思います。それからもう一点に就きましては、これは展覧会等で修理修復された単体の作品が、展覧会等で公開されるということはよくございますけれども、今回のこの久我家文書はご承知のように、平成元年からこの三月まで綿々と七年間に亘る非常に精力的な修理が行われて参りました。そういう修理の中で、ある面では全貌がこの展覧会でも明らかになるという点で、非常に展覧会としては歴史的な久我家の内容と同じように意味があるのではないかというふうに私は理解しております。そうした点で、この場を借りてこの二つの点を私は強調致しまして、このお祝いの挨拶に代えさせていただきますと思います。

（平成8年5月13日、東京会場、レセプション）